

一般質問の要旨

(令和6年12月)

)

質問者 議席番号 11番 守岡等 議員

1 高齢者の健康・生きがいつくり、住宅問題などへの支援について

(1) 健康づくり・介護予防を行うNPO法人への行政支援

本市の65歳以上の人口を示す高齢化率は40.76%（令和6年10月末）で、未曾有の超高齢化社会となっています。高齢者の一人暮らし、高齢者夫婦世帯も増加しています。こうした状況の下で、病気になったらどうするかと不安を抱えながら生活している方が増えています。今後、ますます一人暮らしや高齢者夫婦世帯が増える中で、求められているものは、社会全体で見守り、支えあう取組ではないでしょうか。

具体的には、医療・健康問題、介護・福祉の問題、生きがいつくり、住宅問題など様々な問題が複合的に絡んでいるのが高齢者問題です。こうした問題をみんなで考え、解決を図る地域でのコミュニティづくりが必須の課題となります。

今、本市でも、NPO法人や地区会などでそうしたコミュニティ活動を進める取組が始まっています。ある地区会では地域共生社会を合い言葉に地域の様々な問題を役員会で検討し、必要とあらば関係者や専門家も交えた話し合いを行い、具体策を検討する中で粘り強く問題解決を図る取組が行われています。健康づくり、介護予防、老人クラブ活動も活発に行われ、高齢者支援の取組が行われています。

また、あるNPO法人は空き家を利用して高齢者共同住宅を運営する中で、そこをセンターとして健康づくり、介護予防、生きがいつくり等が取り組まれ、多くの高齢者が結集しています。地域の中に班も結成され、たとえ一人暮らしであっても孤立させない連絡網ができあがっており、見守り・安否確認も行われています。医療機関との連携も図られ、医療従事者による健康講話・健康相談などが取り組まれています。

こうした高齢者のコミュニティづくりが行われている中、最大の課題は運営費をどうするかという問題です。非営利機関であるため、営利を目的とする行為は禁じられ、細々とした会費、自己負担等で賄われているのが実状です。介護予防を行うための各種運動器具も自分たちで持ち寄り、健康講演会も無料の講師を探してやっているのが実状です。これまではなんとか切り盛りしてやっていけたものの、昨今の物価高の影響で活動を縮小せざるを得ない状況に追い込まれています。また、共同住宅に入居することを希望する人も増える中、今の体制では断らざるを得ない状況になっていま

す。

今後、本市においても各地区を網羅した高齢者のコミュニティづくりが重要になってきます。一人暮らし高齢者、高齢者世帯が増加する中での見守り・声かけの取組、健康づくり・介護予防の取組、趣味などを通じた生きがいつくり、買い物代行など生活支援といった取組をさらに広げていくために、以下のような行政の支援が必要だと考えます。

①既存のNPO法人への支援

各地区を網羅したコミュニティづくりを行っていくために、既存のNPO法人への支援を行い、その活動を広げていくのが一番有効です。これまで培ったノウハウを活かし、空家などを活用しながら交流や活動の拠点を広げていく取組が求められています。

そのためには、様々な活動を展開する上での諸経費や運営の中心を担う人材育成など一定の助成を行いながら運営を支援していく必要があります。

②ファシリテーションとプログラム提供

健康教室など様々なイベントの企画運営をサポートする必要があります。医療従事者などの協力も得ながら、血圧、尿検査、血糖値、骨密度など簡易に実施できる健康チェック活動や、それぞれの疾病予防に対応する健康づくりを進めていく必要があります。

また、介護予防に関する講座やトレーニングプログラムを提供し、高齢者の自立を援助していく必要があります。

③ネットワークの構築

各コミュニティ間及び行政や地域の医療機関・福祉施設と連携し、包括的な支援体制を整備する必要があります。特に、夜間の訪問看護や訪問介護が手薄な本市において、こうしたネットワークを通じた取組が重要になっています。

このように、高齢者の複合的な課題に対応するコミュニティを広げていくために、行政が積極的に支援していくことを提案します。市長のご所見を伺います。

(2) 身寄りのない高齢者でも民間の賃貸住宅を借りやすくするための「上山市居住支援協議会」の設置

高齢者の複合的課題の一つに、住宅の問題があります。5年ごとに実施される「住宅・土地統計調査」（総務省）によると、民間の賃貸住宅に住んでいる人の割合は、高齢単身世帯で17.8%、高齢者夫婦のみの場合は12.3%、その他の高

齢者世帯で7.0%となっています。一人暮らし高齢者が増加し、持ち家率の低下が進む中、今後、高齢者や低所得者、障がい者などの民間賃貸住宅のニーズが高まるものと思われます。しかし、一方で、賃貸人の中には、孤独死や死亡時の荷物の整理、あるいは家賃の滞納などに対して懸念を持っている方もおり、高齢者等が民間賃貸住宅に入居しにくい状況にあることも事実です。こうした中、令和6年の通常国会において、誰もが安心して賃貸住宅に居住できる社会の実現をめざして、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（住宅セーフティネット法）が改正されました。改正法の施行は令和7年秋頃を予定しているとのことです。

この改正法では、日常生活を営むのに援助を必要とする要配慮者に対し、居住支援法人等による援助を提供する住宅の供給が促進されます。この住宅は福祉事務所を設置している市町村長等が「居住サポート住宅」として認定することになります。これまでも要配慮者の入居を拒まない住宅を都道府県に登録する制度がありましたが、今後この取組が強化されることにより、要配慮者が安心して居住できる環境が整備されます。

また、「居住サポート住宅」に入居する要配慮者に対し、家賃の滞納時に立て替える家賃保証業者について、国土交通省が認定する仕組みも設けられます。一人暮らしの高齢者等は親族などの緊急連絡先が確保できず、業者が保証を断るケースもあるようですが、「居住サポート住宅」であれば今後は居住支援法人などを連絡先とすることで保証を引き受けてもらうことが可能になります。

こうした居住支援は、住宅政策と福祉政策の連携がカギであり、この取組を促進するために市区町村に対して居住支援協議会の設置が努力義務として示されています。この協議会は、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退去時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備をはかるもので、建設課と福祉課、居住支援法人、不動産関係団体、福祉団体等を構成員とした会議体となっています。

現在、全都道府県および106の市区町村で居住支援協議会が設立され、県内では鶴岡市と山形市が設置し、メンバー間の意見・情報交換、要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋、住宅相談サービスの実施などが行われています。また、国は令和5年度10.5億円を居住支援協議会等活動支援事業として予算化し、居住支援協議会が行う取組を支援しています。

本市においてもこの居住支援協議会を設置し、高齢者や低所得者、障がい者などが安心して暮らせる環境の整備を図ることを提案します。市長のご所見を伺います。

2 「多文化共生社会」の実現に向けて

(1) 多文化共生推進プランの策定

本市の多文化共生社会の課題を考えた場合、日本語を母国語としない人々の問題があります。本市に居住する外国人は225人（令和5年法務省）で、年々増加しています。日本語を母国語としない人が増え、コミュニケーションや日常生活の面で不便を抱えています。更に、この方たちが、日常生活の不便だけでなく、異なる文化、生活習慣の中で相互理解が進まない中、いわれなき差別に苦しんでいるという声を耳にします。例えば、韓国人はクリスチャンが多い国民ですが、嫁ぎ先の家族の反対で教会に行くことができない、同じ仕事をしていても給与に差がある、といった声の他、中国人の食事の仕方、ゴミの分別など異文化であるが故に誤解されかねない事例も多々あるとのこと。韓国人の発音の不自然さを笑いのネタにするコミックソングが県内で流されるという事例もありました。

このような状況の下で多文化共生社会をつくるために本市が果たす役割は多岐にわたります。

第1に、多文化交流イベントを開催することです。様々なイベントを通して市民が異なる文化を直接体験し、交流する機会を提供します。料理教室や伝統工芸のワークショップなどを開催し、異文化の理解を深める取組を行います。

第2に、教育と啓発活動です。学校や地域で多文化教育プログラムを実施し、子どもたちや市民に異文化に対する理解を培う機会を提供します。多文化共生をテーマにした市民講座やセミナーを開催し、広く市民に啓発活動を行います。

第3に、多言語対応サービスの提供です。市役所内に外国人住民が困ったときに相談できる多言語対応のサポートデスクを設置し、日常生活のサポートを行います。

第4に、就労支援と経済活動の促進です。外国人住民が就労するための職業訓練や就労支援プログラムを提供し、経済的な自立を支援します。また、市内の企業と連携し、多文化共生を促進する取組を進めます。

第5に、生活支援と福祉サービスです。外国人住民が安心して住める住宅を提供するための支援策を講じます。また、多言語対応の医療や福祉サービスを提供し、外国人住民が適切な医療や福祉サービスを受けられるようにします。

こうした取組について、いくつかの自治体で「異文化共生推進計画」や「多文化共生プラン」を策定し、様々な取組が行われています。本市においても「多文化共生推進プラン」を策定して、様々な取組を通して多文化共生社会の実現をめざすことを提案します。市長のご所見を伺います。

(2) 上山市のwebサイトの抜本的改善

ア 本市の魅力と価値に関する情報の充実

インターネットはいまや日常生活に不可欠なものとなっています。情報の共有、商品の売買、ソーシャルメディアによる人とのつながり、様々な学習ツールなど、その影響は、私たちの日常生活からビジネス、教育、医療まで、様々な分野におよび、今後ますますその重要性は増すものと思われまます。

上山市のwebサイトは、様々な市の情報を知るための市民にとって重要なツールとなっています。各種行政サービスや手続きに関する情報、イベント情報、災害時の緊急情報の提供、財政状況や議会の審議状況を公開することによる自治体の運営の透明性の確保、さらには各種申請や届出をオンラインで可能にするほか、住民の生の声を届けるという面でも重要なものになっています。こうした行政サービスの通知という点ではすぐれたツールとなっていますが、本市の魅力と価値を対外的に知らせるといいう点では、改善の余地があります。

上山市第8次振興計画では、基本施策1-9シティプロモーションの項において、本市ならではの魅力と価値に共感し市内外に推奨していくことが述べられ、単にPRするのではなく、本市に興味・関心を持つ人々を増やすとしています。

しかし、こうした本市の魅力と価値を知りたいと思って本市のwebサイトを開いても、歴史、観光資源など本市の魅力と価値を実感できるものとはなっていません。たとえば、共同浴場や春雨庵、旧尾形家、蟹仙洞などの歴史的・文化的施設の説明が不足しているほか、藩校明新館の改革や藩政改革を行った金子清邦や、自分たちの生活を見つめる生活綴り方教育など、本市が誇る人材・取組が十分伝えられていません。このままでは市民の記憶から消えかねない偉人・偉業を、きちんと情報発信していく必要があるのではないのでしょうか。

本市のwebサイトをこれまでの行政サービス等の情報のみならず、歴史・文化など本市ならではの魅力と価値も加え、これに共感する人々を増やす内容に改善することを提案します。市長のご所見を伺います。

イ 正確な外国語翻訳機能の整備

このように様々な情報を得るために、本市のwebサイトはなくてはならない重要なものとなっていますが、一つだけ、英語や中国語、韓国語を母国語とする人たちにとっては非常に不便なものになっていることを指摘しなければなりません。

そもそも外国人がKaminoyamaとインターネットで検索しても本市の外国語表記webサイトにたどり着くことはできません。なんらかの援助で本市のwebサイトにたどり着き、foreign languageをクリックしてようやく英語・中国語・韓国語の標記にたどり着くことができます。しかし、そこで最初に目にするものは「民間の自動翻訳サービスを利用し、ホームページを英語・韓国語・中国語に翻訳します。自動翻訳システムによる機械翻訳のため、必ずしも内容が正確な翻訳であるとは限りません。本来の内容と異なる場合もありますので、十分にご理解のうえご利用いただきますようお願いいたします」という注意書きです。いまAIが発達し、自動翻訳機なども出回っていることから、一定の水準を保ったものとして信頼してページを開いても、なかなか外国人の要望に応えるものとはなっていません。また、スマートフォンやタブレットなどスマートデバイスの場合は、foreign languageの標記すら探すのに苦労します。

このように市のwebページの内容は、本市に観光に訪れたいという人にとっても、あるいは本市に居住しながら災害などの緊急情報が必要な方たちにとっても、正確な内容が伝わらないことから、以下のように早期の改善を求めるものです。

第1に、観光情報の改善です。

いまや外国人旅行者が最大の情報源としているのはwebサイトです。webサイトの情報により観光資源を吟味して実際に訪れるというのがほとんどだと思います。

しかし、韓国語の機械翻訳の場合、上山市はうえやましと判断され、web情報では韓国人が日本の山形県上山市にたどり着くことはできません。同様に、蔵王坊平は蔵王ぼへい、上山城はうえやま城、斎藤茂吉記念館は斎藤しげよし記念館と翻訳され、意味不明なものになっています。英語表記も同様で、羽州街道檜下宿はushu Highway Narashige Post Stationと訳されています。高速道路の郵便局と誤解される可能性もあります。これはひとえに機械による翻訳がなせる技で、本当に外国人観光客を受け入れたいと思うならば、外国語標記の早急な改善を要します。また、各観光資源の説明も不十分で、それぞれの文化的・歴史的な価値を理解できるようなものに改める必要があるのではないのでしょうか。

第2に、生活面の情報の改善です。

市内に居住している外国人に、生活面の正しい情報を提供することは非常に重要なものです。しかし、この面でも機械翻訳によって深刻な問題が指摘されています。

たとえば平日夜間の急病診療ですが、日にちと曜日、当番医が記載された表がありますが、火水木金それぞれ火（ひ）、水（みず）、樹木、ゴールドというように曜日の意味とは食い違う表記となっています。ゴミ収集カレンダーもPDFファイルのため日本語表記になっているようです。外国の方がこの表を見ても、正しい分別をすることは困難だと考えられます。

こうした医療、ゴミ出しなど生活面での情報においても大きな課題があり、いのちにも関わることから早急な改善が求められています。

こうした問題を解決するた

めに、webページの外国語翻訳を専門業者に委託して、抜本的に改善する必要があります。機械的翻訳では表現が不十分であるばかりでなく、真意が誤解される危険性もあります。今後真に多様性社会、多文化共生社会を目指すというのなら、まず、webページの外国語標記を抜本的に改善し、文化、歴史、生活の様々な視点から理解を培う内容に改める必要があります。

webページの外国語翻訳を専門業者に委託し、正確な外国語翻訳を整備することを提案します。市長のご所見を伺います。